

第53期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月26日（木曜日）

午前10時（受付開始予定時刻午前9時）

場 所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号

ロイヤルパインズホテル浦和
4階『ロイヤルクラウンCルーム』

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

株主の皆様へ	1
第53期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	53
監査報告書	62

法令及び当社定款に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

NITTOKU

証券コード：6145

経営理念

世界的な視野に立ち
ユーザーの期待を創造し
最高の技術を提供する

行動指針

集中と分散
価値ある創造への挑戦
小さくともキラリと輝く
存在感のある世界 NO.1 の企業へ



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社、第53期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の報告書をお届けするにあたり、ここに事業活動の概況をご報告申し上げます。

今後も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員

蛸澤 純人

※議決権につきましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等でご行使いただくことも可能です。

株 主 各 位

証券コード 6145
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

N I T T O K U株式会社

代表取締役 社長執行役員 笹 澤 純 人

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://nittoku.co.jp>

上記の当社ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「IRニュース一覧」を順に選択の上、ご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等で議決権行使することも可能ですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月25日（水曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和4階『ロイヤルクラウンCルーム』
3. 目的事項
報告事項 1. 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に対しての賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

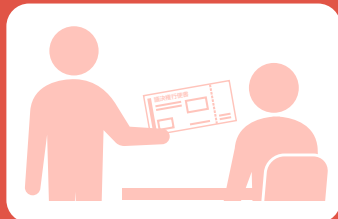
以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約等の理由により本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（7頁～16頁）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



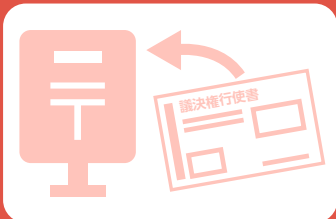
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社●●●● 御中

議決権行使回数 個

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

- ※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

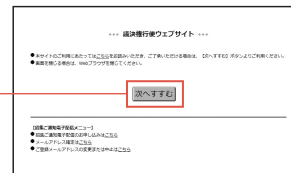
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

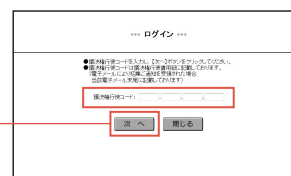
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

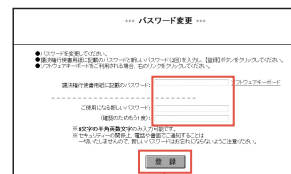
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主さまが以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループでは、将来にわたる安定的な収益確保及び企業価値、株主価値、顧客価値の向上のため、資本効率を高めながら利益の確保を図り、また、業績に裏づけされた成果の配分を行い、積極的な株主への利益還元と財務体質の強化並びに健全化に向けた内部留保の充実を図ることを基本とし、連結配当性向40%以上という株主還元方針を掲げております。

以上のような方針を踏まえ、剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき21円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき42円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金21円 配当総額 354,315,822円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役3名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。また、本定時株主総会終結の時をもって、取締役笹澤純人及び久能均の両氏は任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
1	ささざわ す み と 笹澤 純 人 (1978年11月8日生)	2001年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社営業本部巻取統括部長 2013年 4 月 当社営業本部コアテックアプリケーション 統括部長 2015年 4 月 当社執行役員コアテックアプリケーション 事業部長 2016年 8 月 当社執行役員コアテックアプリケーション 事業部長兼営業本部国内営業部九州営業所 長 2017年 8 月 当社執行役員核心技術応用事業部長兼営業 本部国内営業部九州営業所長 2019年 4 月 当社執行役員核心技術応用事業本部長 2020年 8 月 I MD株式会社代表取締役社長 2020年 9 月 当社執行役員核心技術応用事業本部長兼グ ローバル営業本部長付 2021年 4 月 当社常務執行役員 グローバル営業本部長兼核心技術応用事業 本部長 2021年 6 月 当社取締役 2023年 6 月 当社常務取締役 2024年 4 月 台湾日特先進股份有限公司董事長 当社代表取締役社長 2024年 7 月 当社営業本部長（現任） 2025年 4 月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）	4,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
2	※ か の め も り お 鹿 目 守 夫 (1971年5月27日生)	2000年 3 月 当社入社 2015年 4 月 当社製造部長 2017年 4 月 当社コイル事業本部長付 2018年 4 月 当社コイル事業副本部長 2019年 4 月 当社精密 F A 事業部長兼コイル事業副本部長 2021年 6 月 当社執行役員 F A 事業部長兼生産支援部長 2022年 4 月 当社執行役員 F A 事業部長兼コイル事業本部長兼生産支援部長 2023年 4 月 当社執行役員 F A 事業本部長兼生産支援部長 2024年 4 月 当社常務執行役員 F A 事業本部長 株式会社アステクノス代表取締役社長（現任） 2024年 7 月 当社常務執行役員 F A 事業本部長兼生産本部長 2025年 6 月 当社常務執行役員 F A 事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アステクノス代表取締役社長	300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
3	※ に し え さ ち よ 西 江 佐千由 (1964年9月13日生)	1991年11月 日本板硝子株式会社入社 2002年 9 月 N S Gヴェトロテックス株式会社出向 2017年 4 月 日本板硝子株式会社 I R 部長 2020年12月 同社 I R ・ 広報部長 2021年10月 株式会社タムラ製作所入社コーポレートガ バナンス推進本部長 2022年 7 月 同社執行役員コーポレートガバナンス推進 本部長兼コーポレートコミュニケーション 統括部統括マネージャー兼サステナビリテ ィ推進室統括マネージャー 2024年 7 月 同社シニアバイスプレジデント兼チーフリ ーガルオフィサー コーポレートガバナン ス推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社タムラ製作所シニアバイスプレジデント兼チー フリーガルオフィサー コーポレートガバナンス推進本 部長	一株

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
- 2 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 3 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
- 4 西江佐千由氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 5 西江佐千由氏につきましては、電子部品の製造を中心にグローバル展開を行う株式会社タムラ製作所のシニアバイスプレジデント等要職を務められ、電子部品業界の事業環境に精通されているほか、コーポレートガバナンス及びIRへの高い見識を有しております。当社の経営戦略について適切な助言をいただくとともに、客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行いただき、当社の企業価値向上を実現する社外取締役として適任と判断し、候補者として選任をお願いするものであります。
- 6 西江佐千由氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。笹澤純人及び鹿目守夫の両氏は、当社の取締役あるいは執行役員として被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に選任された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任候補者の西江佐千由氏は、本議案により当社の取締役に選任された場合、被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中に、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役秋山由光及び伊勢谷早紀の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す 株 式 の 数
1	※ う え た け し げ ゆ き 上 竹 繁 幸 (1960年10月29日生)	1990年 8 月 当社入社 1996年 4 月 日特香港有限公司社長 2005年10月 日特機械工程（深圳）有限公司総経理 2011年 4 月 当社営業本部海外営業部長兼営業業務部長 2013年 4 月 当社営業本部統括部長兼営業支援部長 2014年 4 月 当社営業本部長兼営業支援部長 NITTOKU AMERICA INC. 社長 2015年 4 月 当社執行役員エレクトロニクスデバイス事業部長 2017年 4 月 当社常務執行役員コイル事業本部長 2018年 4 月 当社常務執行役員コイル事業本部長兼営業本部欧州営業部長 2021年 4 月 当社執行役員コイル事業本部長兼営業部長 2022年 4 月 当社調達部長 2025年 6 月 当社調達部シニアマネージャー（現任）	4,000株
2	い せ や さ き 伊 勢 谷 早 紀 (1982年8月1日生)	2008年12月 弁護士登録 南木・北沢法律事務所入所（現任） 2024年 6 月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 南木・北沢法律事務所パートナー	一株

- (注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。
- 2 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 3 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
- 4 伊勢谷早紀氏は、社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5 伊勢谷早紀氏は、司法分野において長年培った経験や識見を有しており、積極的な意見、提言を通じ、当社企業経営の健全性の維持や適正性の確保に繋がるものと判断し、社外監査役候補者といいました。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- 6 伊勢谷早紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、新任候補者の上竹繁幸氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。伊勢谷早紀氏は、当社の監査役として被保険者に含まれており、本議案により当社の監査役に選任された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任候補者の上竹繁幸氏は、本議案により当社の監査役に選任された場合、被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る監査役の任期中に、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
きし かわ よし き 岸 川 義 喜 (1954年3月17日生)	1974年 4 月 住友電気工業株式会社入社 2007年 4 月 PT. Karya Sumiden Indonesia社長 2010年 6 月 大黒電線株式会社取締役 コイル事業部長 2012年 6 月 大黒電線株式会社代表取締役社長兼コイル事業部長 Daikoku Electronics (Thailand) Ltd.社長 2014年 7 月 Daikoku Electronics (Phils.) Inc.社長 2021年 6 月 大黒電線株式会社顧問	一株

(注) 1 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2 岸川義喜氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、グローバルに展開している住友電気工業グループの関係会社の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有しております。監査の重要性が増してきており、経営者としての経験、見識を経営全般の監査に反映していただけると判断し、候補者として選任をお願いするものであります。

3 岸川義喜氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。岸川義喜氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の取締役、監査役及び執行役員が有している能力・経験は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	独立性	在任年数	就任予定の委員会			専門性						
				ガバナンス委員会	指名委員会	報酬委員会	企業経営	マーケティング営業	開発製造	グローバルビジネス	財務会計 税務	人事労務 人材開発	法務 リスク マネジメント
笹澤 純人	代表取締役 社長執行役員 営業本部長		4年	●	●	●	●	●	●	●			
藤田 由実子	取締役 常務執行役員 管理本部長		1年				●			●	●	●	●
鹿目 守夫	取締役 常務執行役員 F A事業本部長		—				●	●	●				
加藤 敏純	取締役		3年	●	●	●	●	●		●	●		
本田 穰慈	取締役	●	1年	●	◎	◎	●		●	●			
西江 佐千由	取締役	●	—	◎	●	●	●			●			●
上竹 繁幸	常勤監査役		—	●			●	●		●			
安原 宣彦	監査役	●	2年	●							●		
伊勢谷 早紀	監査役	●	1年	●								●	●

氏名	当社における地位	専門性						
		企業経営	マーケティング・営業	開発・製造	グローバルビジネス	財務・会計・税務	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント
角田 公司	常務執行役員 モーター事業本部長	●	●		●			
陳 永建	上席執行役員	●	●		●			
袁 京印	執行役員	●	●		●			
飯野 将	執行役員 総務部長					●	●	●

- (注) 1 ◎は各委員会の委員長を表しております。
2 取締役、監査役及び執行役員の有する全ての知見を表するものではありません。

持続的成長に向けた経営・事業運営のために求める経験・知見は次のとおりであります。

スキル項目	選択理由
企業経営	経営方針や経営戦略、ガバナンス、社会貢献等、健全な企業成長を主導する上において必要な広範囲かつ深い知見に基づく適宜的確な判断力、健全な資本形成を図る上での株主及び投資家との適切な対話等、経営基盤の充実、推進に不可欠な素養として選択。
マーケティング・営業	事業ポートフォリオ、外部環境変化を敏感に捉え、既存市場の深化、隣接市場の探索によるビジネス機会の創出及び他社との協業・協創によるオープンイノベーションの推進を担うに不可欠な素養として選択。
開発・製造	既存・周辺技術からなる要素技術とAI／IoT技術の融合による新たなソリューションの提供、ラインビルダーとして、構想、設計から調達、組立に至る各種工程でのノウハウの活用と効率化を通じた生産性の向上等、FA精密ラインに係る高性能且つ高品質な価値ある技術の開発及び提供を続けるに不可欠な素養として選択。
グローバルビジネス	グローバルでの企業活動を推進する上において、市場環境、商習慣、文化等の異なる価値観を理解、共有するとともに国際ビジネスに係る法規制の知識を有し、グローバルな視点での的確な判断と適切な行動のもと新たな価値の創造を図るに不可欠な素養として選択。
財務・会計・税務	全社的な見地から企業価値・経営課題を分析し、経営判断に資する論理性をもった意見具申や資金の調達、投資、配分に関する計画立案を担い、さらに株主及び投資家への適切な情報提供や対話等の充実を通して健全な資本形成を図る等、経営基盤の充実に不可欠な素養として選択。
人事・労務・人材開発	企業活動の源泉である人的資源に関し、経営戦略の遂行に資するプロフェッショナル且つ自律型人材の確保・育成を基本に制度・環境の構築を通して各人材・組織が最大の成果を発揮できる強固な基盤を確立するに不可欠な素養として選択。
法務・リスクマネジメント	ビジネス法務、コンプライアンス、紛争対応、危機管理を通して経営戦略の実現と信頼性の維持・向上を図り正当且つ健全な実効性ある企業経営の実現に不可欠な素養として選択。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における日本経済の情勢は、円安基調の為替相場やインバウンド需要の増加などを背景に、企業収益、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費や設備投資が堅調に推移するなど、全体として緩やかな成長が継続いたしました。一方、海外情勢においては、欧州や中国経済の減速、ウクライナや中東情勢等の地政学的リスク、トランプ関税をはじめとする米国大統領改選に伴う財政、金融、国際貿易市場等への影響、資源・エネルギー価格の動向等、引き続き不確実性が高い状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境においては、緩和的な金融環境が下支えとなる中、人手不足対応やデジタル関連の投資、成長分野・脱炭素化関連の研究開発投資、サプライチェーンの強靱化に向けた投資、自動車産業における電装化、安全化のための設備投資等をはじめ、製造生産システムの自動化、効率化、高品質化ニーズ等により、景況感が悪化している欧州市場を除き、設備投資は緩やかな増加傾向となりました。

当社グループは、ユーザーの生産システム全体のデザイン・構築に技術・アイデアを提供し、また生産工程全体の効率化や品質向上にも貢献する「ラインビルダー」として、ユーザーごとの固有のニーズやウォンツを実現する一貫生産ラインの提供に努めております。こうした客先専用機に加えて、業界標準機の開発・販売も注力しており、当期に国内で開催された半導体業界の展示会では、半導体関連の業界標準機が好評を博し多数の引き合いを獲得するなど、技術力と収益性を両立するための体質改善を進めております。また、採用したい人材が集まる場所にテクニカルセンターを開設するなど、即戦力となる人材の確保を目的とした「サテライト戦略」により、ニッチな業界における優れた即戦力人材の確保を推進しております。

近年は、SDGs対応やESG経営が求められるようになったことから、当社グループは省資源・省材料・省電力等を実現する生産システムの提供や、関連会社のIMD社においてモータ廃棄量の削減を可能にする絶縁媒体レスモータの研究、また当社においてその生産システムの研究に努めており、地球環境保全や国際社会への貢献にも努めております。

当社グループは、モビリティ業界を中心とした新たな技術革新に伴うユーザーの新規製品の自動化案件に対して、ユーザーとともに先端設備の開発を行っており、また従来よりも生産設備の規模が大型化し、納期も長期化しております。当期においては、新規開発要素（ユーザー開発製品の進化・変化）を含む案件の割合が多く、ユーザーの要求に応じた追加の仕様変更への対応や品質調整に時間を要したほか、検収条件達成のための追加コストや納品後の再改造対応が必要になる等、納期の長期化やコストを要する事象が複数発生いたしました。また、ドイツをはじめとする欧州モビリティ業界の景気低迷に伴う欧州子会社の業績悪化等、海外子会社の業績不振等が要因となり、利益は前期を大幅に下回る結果となりました。なお、当期における低収益案件については、既にリピート受注を獲得している案件もあり、今後の収益拡大に寄与いたします。

以上の結果、当社グループにおける連結売上高は332億68百万円（前期比8.0%増）、営業利益は11億19百万円（前期比73.1%減）、経常利益は12億25百万円（前期比71.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は13億7百万円（前期比52.3%減）となりました。

このような状況下において当社グループの各セグメントの業績は、次のとおりであります。

(ワインディングシステム&メカトロニクス事業)

当社グループは、搬送システム上に巻線・ハンドリング・組立・検査等の工程を搭載する技術をベースにし、独自開発のOSにより高機能多軸同期制御が可能な生産システムによるさまざまな生産ライン構築を提供することで、世界市場におけるユーザーの競争優位性の向上に資するビジネスモデルを追求しております。ユーザーごとに創出される固有のニーズやウォンツにスピーディーに対応し、ニッチな分野でのオープンイノベーションによるユーザー・サプライヤーとの協業・協創を推進する「ブラックオーシャン戦略」をグローバルに推進することによって、競合他社の参入障壁を高め、競争力及びマーケットプレゼンスの更なる向上に努めております。この成果として、半導体業界向けの高精度ダイボンダーやハンドラー、電池業界向けの捲回機等、巻線工程を含まないメカトロニクス事業の領域が広がっております。

昨今の急速なデジタル化の進展によるデバイスやツール等の高性能化に伴い、当事業においては、当社グループは従来の「生産設備メーカー」から、ユーザーの生産システム全体の設計・構築に技術・アイデアを提供し、工程全体の生産効率化や品質向上に貢献する「ラインビルダー」へと変化を遂げております。

前述のとおり、当期においては、新規開発に伴う納期の長期化やコストを要する事象が複数発生したこと、海外子会社の業績不振等により、利益は前期を大幅に下回る結果となりました。

これらの結果、全売上高の約95%を占めるワインディングシステム&メカトロニクス事業においては、連結売上高は、314億74百万円（前期比11.0%増）、セグメント利益（営業利益）は、17億86百万円（前期比59.5%減）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は、222億63百万円（前期比21.4%増）、売上高は、178億39百万円（前期比9.5%減）、当期末の受注残高は、230億5百万円（前期比23.8%増）となりました。

(非接触ICタグ・カード事業)

当期においては、非接触ICカードの売上高は前期比7.4%減、生産ライン管理用のF Aタグや電池タグ等、タグの合計売上高は、ユーザーサイドが半導体不足時に先行手配していたタグの在庫調整の影響等により、前期比73.0%減となりました。

これらの結果、連結売上高は、17億93百万円（前期比26.4%減）、セグメント利益（営業利益）は、4億45百万円（前期比43.3%減）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は、18億89百万円（前期比8.3%減）、売上高は、18億7百万円（前期比25.9%減）、当期末の受注残高は、6億75百万円（前期比13.9%増）となりました。

(事業別売上高)

セグメントの名称	売 上 高	構 成 比
	百万円	%
ワ イ ン デ ィ ン グ シ ス テ ム & メ カ ト ロ ニ ク ス 事 業	31,474	94.6
非 接 触 I C タ グ ・ カ ー ド 事 業	1,793	5.4
合 計	33,268	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額はリースを含めて11億92百万円であり、その主なものは、加工機、愛媛事業所の建設に伴う土地建物の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当期においては、主に設備資金や事業運営に必要な資金調達を目的として、長期借入金54億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、即戦力となる人材の確保を目的とした「サテライト戦略」、シナジー効果によるビジネス・業容の拡大を企図した「M&A戦略」、競争力・マーケットプレゼンスの更なる向上を図る「ブラックオーシャン戦術」、半導体業界向け高精度ダイボンダーや電池業界向け捲回機等の戦略商品ラインナップの拡充等を推進してまいります。

国内においては、2025年3月、第一実業株式会社との業務提携に係る基本合意書を締結、今後は電池製造分野、自動車及び自動車関連部品製造分野、及びグローバルエリア戦略の分野において戦略的パートナーシップを構築、両社の企業価値の向上と製品供給を通じた社会への貢献を目指してまいります。また、国内の半導体業界向け事業につきましては、F A事業本部において対応してまいりましたが、2025年4月に半導体事業部として組織を独立化し、市場のニーズやウォンツへの対応速度を高めてまいります。海外においては、2025年3月、ベトナム現地法人のダナン支店を開設、ベトナム中部におけるユーザー向けサービスの向上、及び営業活動の拡大、活性化を図ってまいります。

当社は地球環境と国際社会の持続的な成長に貢献する「ラインビルダー」として、SDGs、脱炭素等のデジタル化、グリーン化を目的とするメガトレンドから生じるビジネスチャンスを掴み、大型設備投資や先端の設備投資のニーズに応えてまいります。

今後も継続的な利益の創出を実現し、社会課題の解決を通じた持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年3月期 第 50 期	2023年3月期 第 51 期	2024年3月期 第 52 期	2025年3月期 第 53 期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	28,121	29,461	30,803	33,268
営業利益 (百万円)	2,885	3,096	4,164	1,119
経常利益 (百万円)	3,030	3,119	4,280	1,225
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,308	2,224	2,744	1,307
1株当たり当期純利益 (円)	127.78	123.10	151.92	73.97
総資産 (百万円)	47,340	47,675	56,785	60,415
純資産 (百万円)	33,919	36,024	39,770	36,603
E B I T D A (百万円)	3,917	3,958	5,098	2,335
E B I T D A マージン (%)	13.9	13.4	16.6	7.0
R O I C (%)	6.0	6.0	7.0	1.8

(注) 1 当連結会計年度の業績変動については、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

①主な子会社は下記のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
日特コーセイ株式会社	10,000千円	100.0%	自動供給排出装置・F A 設備及び I C タグ・カードの製造・販売
株式会社アステクノス	97,480千円	100.0%	F A 設備の製造・販売
日特機械工程(蘇州)有限公司 (中国)	700,000千円	100.0%	自動巻線機及び F A 設備の製造・販売
日特機械工程(深圳)有限公司 (中国)	1,231千US\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備の製造・販売
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	1,555千SGP\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備の販売
NITTOKU EUROPE GmbH. (オーストリア)	18,400千€	100.0%	自動巻線機及び F A 設備の製造・販売

(注) 1 上記は、会社の資本金、売上高及び総資産等の基準により選定しております。

2 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

②企業結合の成果

当連結会計年度の連結子会社は、上記①記載の6社を含む18社であります。

当連結会計年度の売上高は332億68百万円（前期比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億7百万円（前期比52.3%減）となりました。

(7) 主要な事業内容

	事 業 の 内 容
ワイ ン ディ ン グ シ ス テ ム & メ カ ト ロ ニ ク ス 事 業	自動車、通信機器、家電用、産業用のコイル、モータ生産向け自動巻線機、自動巻線ライン設備のほか、フィルム・ワイヤ等の巻取り・搬送設備、コネクタ・機構部品・電子デバイス等のF A 設備の製造、販売及び保守サービス事業
非 接 触 I C タ グ ・ カ ー ド 事 業	埋込方式アンテナ巻線及び I C チップモジュール継線による I C タグ・カード事業及びカード用インレットの製造並びに販売事業

(8) 主要な営業所及び工場

企 業 集 団 の 名 称	主な営業所等	所 在 地
N I T T O K U 株 式 会 社	本社	埼玉県さいたま市大宮区
	東京営業所	(同上)
	福島事業所	福島県福島市
	福島営業所	(同上)
	長崎事業所	長崎県大村市
	愛媛事業所（下林）	愛媛県東温市
	名古屋サテライト	愛知県名古屋市中村区
	大阪サテライト	大阪府大阪市北区
	四国テクニカルセンター	愛媛県松山市
日 特 コ ー セ イ 株 式 会 社	鳥取テクニカルセンター	鳥取県鳥取市
	滋賀テクニカルセンター	滋賀県草津市
	本社	福島県伊達郡国見町
	福島事業所	(同上)
	山形事業所	山形県東田川郡庄内町
株 式 会 社 ア ス テ ク ノ ス	飯野事業所	福島県福島市
	伊達事業所	福島県伊達市
	本社	静岡県静岡市
	厚木インター工場	神奈川県厚木市
	甲府昭和インター工場	山梨県中巨摩郡昭和町
日 特 機 械 工 程 (蘇 州) 有 限 公 司	豊明インター第1工場	愛知県豊明市
	豊明インター第2工場	愛知県豊明市
日 特 機 械 工 程 (深 圳) 有 限 公 司	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.	本社・工場	中華人民共和国広東省深圳市
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール共和国チョンバル工業団地
NITTOKU EUROPE GmbH.	本社・工場	オーストリア共和国ケルンテン州クラークンフルト

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,229名	236名増

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員130名を雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
511名	30名増	38.5歳	12.7年

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員60名を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	4,039百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,452百万円

(11) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年4月1日に株式会社アステクノスの株式923株を10億円で取得し子会社化しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 18,098,923株

(3) 株主数 6,352名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,359,900	8.1
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	870,600	5.2
S M C 株 式 会 社	840,500	5.0
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	633,000	3.8
T H E B A N K O F N E W Y O R K	630,630	3.7
133652		
田 中 電 子 工 業 株 式 会 社	533,700	3.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	506,800	3.0
大 黒 電 線 株 式 会 社	458,294	2.7
株 式 会 社 安 川 電 機	450,008	2.7
N I T T O K U 共 栄 会	418,400	2.5

(注) 当社は、自己株式1,226,741株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を除いて計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は当社の取締役（社外取締役を除く）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度を採用しております。

当期においては、取締役3名（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として5,900株交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	笹 澤 純 人	営業本部長
専 務 取 締 役	久 能 均	日特コーセイ株式会社代表取締役社長
取 締 役	藤 田 由実子	管理本部長、日特香港有限公司董事長
取 締 役	加 藤 敏 純	
取 締 役	本 田 穰 慈	
常 勤 監 査 役	秋 山 由 光	
監 査 役	安 原 宣 彦	安原宣彦税理士事務所代表
監 査 役	伊勢谷 早 紀	南木・北沢法律事務所パートナー

- (注) 1 取締役加藤敏純及び本田穰慈の両氏は社外取締役であります。なお、当社は本田穰慈氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役安原宣彦及び伊勢谷早紀の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役安原宣彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役伊勢谷早紀氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当事業年度中の会社役員の異動は次のとおりであります。
- ・代表取締役社長近藤進茂氏は、2024年4月17日付で代表取締役会長に就任いたしました。また同氏は、2024年5月27日付で逝去により退任いたしました。
 - ・代表取締役専務久能均氏は、2024年4月17日付で専務取締役に就任いたしました。
 - ・常務取締役笹澤純人氏は、2024年4月17日付で代表取締役社長に就任いたしました。
 - ・取締役藤田由実子及び本田穰慈の両氏は、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会において選任され就任いたしました。
 - ・監査役南木みお氏は、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
 - ・監査役伊勢谷早紀氏は、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会において選任され就任いたしました。
 - ・社外取締役の高辻成彦氏は、2024年9月30日をもって、辞任により退任いたしました。退任時、同氏は目白大学経営学部准教授、日本ガバナンス・企業価値研究所所長・経済アナリスト、パンチ工業株式会社社外取締役、ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しておりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

役員の報酬等は、持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現させることの対価であるという基本的な認識・方針のもと、職責に見合う報酬水準となるよう設計しております。当社は、役員報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、同委員会において、役員報酬の算定方法の方針及び業績連動報酬の内容並びに報酬額の決定プロセスを審議し、同委員会からの報告内容に基づき取締役会が決定しております。

□. 当該方針の内容の概要

(各役員の報酬額の決定プロセス)

社外取締役を委員長とする報酬委員会が、取締役会の諮問機関として取締役報酬の構成・設計及び各取締役の個人別報酬額の設計・審議・分析・評価を実施するとともに、その内容を取締役会に報告、助言します。

取締役会は、当該報告の内容を確認し、株主総会において決議された総額の限度額の範囲内で各取締役の報酬を決定します。

また、報酬委員会は監査役報酬についても監査役会に助言を行うことができるものとします。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(役員報酬の算定方法の方針)

i. 取締役報酬

固定報酬及び業績連動報酬（ともに金銭報酬）及び非金銭報酬等から成る体系としております。なお、社外取締役に対しては、業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給していません。

ii. 監査役報酬

固定報酬（金銭報酬）としております。

(取締役報酬の内容)

i. 固定報酬の内容

固定報酬は、以下の構成にしております。

- ・ 常勤基本報酬 常勤取締役に対する定額報酬です。
- ・ 職位別報酬 職位別に定められた定額報酬です。

ii. 業績連動報酬の内容

当社は経営目標を達成するための取締役に対するインセンティブとして、前年度の連結純利益の2%にEBITDAマージンに応じた支給係数（0%～150%）を乗じた額を職位別に配分する報酬制度を採用しております。

経営の成果により報酬が増減する方式であり、機能としてのインセンティブの作用及び企業価値の継続的増大を重視する報酬としての位置づけとなります。

なお、当該指標を選択した理由は、連結純利益値が株主との利害共有を目的とした「連結ROE」（連結自己資本利益率）の数値向上に繋がるものであり、さらにEBITDAマージンを業績指標とする係数を用いることにより、中長期的な視点での企業収益力向上に繋がるためです。連結純利益及びEBITDA並びにEBITDAマージンの推移は「1.（5）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

なお、固定報酬及び業績連動報酬は月例で支給しております。

iii. 非金銭報酬等の内容

当社は当社の取締役（社外取締役を除く）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度を採用しております。

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために、3ヵ年平均ROIC（投下資本利益率）に応じた支給係数（0%～150%）に基づく金銭報酬債権を年額50百万円の範囲内で支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものであります。

対象取締役に対して当社が割当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度あたり50,000株を上限とします。

譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの譲渡制限期間において、割当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします。

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

また、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当株式を会社が無償で取得します。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを無償で取得します。

なお、当該指標を選択した理由は、3ヵ年平均ＲＯＩＣを業績指標とする係数を用いることにより、安定的な利益とキャッシュフローを確保し、適切な投資判断をしながら投下資本に対する利益効率を高めるためです。ＲＯＩＣの推移は「１．（５）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会において年額310百万円以内（うち、社外取締役年額45百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役3名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額50百万円以内、株式の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第52期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	147 (22)	87 (22)	52 (一)	7 (一)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (12)	26 (12)	—	—	4 (3)

(注) 1 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 業績連動報酬の概要については、「(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役を辞任した高辻成彦氏は、辞任時、目白大学経営学部准教授、日本ガバナンス・企業価値研究所所長・経済アナリスト、パンチ工業株式会社社外取締役、ヤマシンフィルタ株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しておりました。なお、当社と各兼務先との間には特別の利害関係はありません。

監査役安原宣彦氏は安原宣彦税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と安原宣彦税理士事務所との間には特別の利害関係はありません。

監査役伊勢谷早紀氏は南木・北沢法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と南木・北沢法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	当社の職務	主 な 活 動 状 況
加 藤 敏 純	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
高 辻 成 彦	社外取締役	2024年9月30日に退任するまでに開催された取締役会8回中8回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っておりました。
本 田 穰 慈	社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会11回中11回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
安 原 宣 彦	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査役会13回中13回に出席し、会計等の幅広い観点から発言を行っております。
伊勢谷 早 紀	社外監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会11回中11回、監査役会10回中10回に出席し、法令等の幅広い観点から発言を行っております。

□. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

1. 加藤敏純氏につきましては、輸送用機器の製造を中心にグローバル展開を行うヤマハ発動機株式会社の取締役常務執行役員や、ヤマハロボティクスホールディングス株式会社の取締役会長を務められ、事業会社の経営者として豊富な経験や実績、幅広い知識と高い見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献しており、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
2. 高辻成彦氏につきましては、経済・企業分析、機械業界、ＩＲの専門家として、当社を取り巻く事業環境に精通されているほか、コーポレートガバナンスへの高い見識を有しております。当社の経営戦略について適切な助言を行い、客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行し、当社の企業価値向上を実現する社外取締役として、2024年9月30日に退任するまで、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っておりました。
3. 本田穰慈氏につきましては、グローバルに展開している日立グループの関係会社の代表取締役兼副社長執行役員を務められ、事業会社の経営者として豊富な経験や実績、幅広い知識と高い見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献しており、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

49百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を得て行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

以下の当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

日特機械工程(蘇州)有限公司

日特機械工程(深圳)有限公司

NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.

NITTOKU EUROPE GmbH.

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、N I T T O K U株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月1度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、弁護士等外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものとする。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役（会）及び取締役会に報告し、その是正を図る。

監査役は、監査役会規則及び監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監督強化を図る。

② 当社及び当社グループの従業員の職務執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制のもと職務の執行を行い、内部監査部門が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。

また、リスク管理委員会においては、当社グループ内におけるコンプライアンス上の問題点についても絶えず留意し、スピーディーに対応できる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

④当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的にその状況を取締役に報告するほか、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価し、リスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程を整備し、それぞれに管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じて研修を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図るための統一的な管理体制を整え、損害を最小限にとどめることに努める。

⑤当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全般的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために担当する部門において必要な戦略や施策あるいはルールを定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社の役員及び従業員は、N I T T O K U株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。

当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制を構築する。また、必要に応じてモニタリング及び当社内部監査部門による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役（会）に報告する。

各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査部門またはリスク管理委員会または監査役（会）に報告を行う。内部監査部門またはリスク管理委員会が報告を受けた場合は、これを監査役（会）に報告する。監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制を構築する。

⑧監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者として、必要な専門知識を有する者を配置する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、すみやかに監査費用の前払いまたは償還の手続に応じるものとする。

⑨取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のみならず執行役員会等の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、意見を述べる機会を確保する。同時に、監査の実効性を確保するため、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が都度報告を受ける体制を整備することとする。また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、同時に関係部署の調査、重要文書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。一方、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員は、業務執行に関して監査役へ報告すべき事項は、すみやかに適切な報告を行う体制を構築する。また、当該報告を理由に不利益な扱いを行うことを禁止する旨を当社及び当社グループ会社の従業員に周知する。

(2) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

グループ共通の遵守行動指針のもと、社長朝礼や諸会議を通じて、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、有効な内部通報体制の整備や監査役及び内部監査部門による監査及び部門内勉強会によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報が、すみやかにリスク管理委員長に集約され、毎月取締役会に報告し、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	41,527	流 動 負 債	16,328
現 金 及 び 預 金	14,907	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,496
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,147	電 子 記 録 債 務	1,025
電 子 記 録 債 権	1,609	未 払 法 人 税 等	185
仕 掛 品	13,227	契 約 負 債	7,855
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,469	賞 与 引 当 金	748
そ の 他	1,238	1年内返済予定の長期借入金	1,966
貸 倒 引 当 金	△73	そ の 他	2,050
固 定 資 産	18,888	固 定 負 債	7,483
(有 形 固 定 資 産)	(12,050)	長 期 借 入 金	6,067
建 物 及 び 構 築 物	6,299	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,254	繰 延 税 金 負 債	902
土 地	3,878	そ の 他	507
そ の 他	617	負 債 合 計	23,812
(無 形 固 定 資 産)	(449)	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	211	株 主 資 本	32,456
そ の 他	237	(資 本 金)	(6,884)
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(6,387)	(資 本 剰 余 金)	(2,562)
投 資 有 価 証 券	2,999	(利 益 剰 余 金)	(25,343)
退 職 給 付 に 係 る 資 産	700	(自 己 株 式)	(△2,334)
繰 延 税 金 資 産	268	その他の包括利益累計額	3,933
そ の 他	2,419	(その他有価証券評価差額金)	(1,099)
		(為 替 換 算 調 整 勘 定)	(2,649)
		(退職給付に係る調整累計額)	(183)
		非 支 配 株 主 持 分	212
		純 資 産 合 計	36,603
資 産 合 計	60,415	負 債 及 び 純 資 産 合 計	60,415

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			33,268
売上原価			25,260
売上総利益			8,007
販売費及び一般管理費			6,887
営業利益			1,119
営業外収益			305
受取利息	60		
受取配当金	57		
受取保険金	40		
補助金収入	36		
その他	110		
営業外費用			199
支払利息	61		
為替差損	43		
社葬関連費用	40		
その他	53		
経常利益			1,225
特別利益			485
投資有価証券売却益	428		
ゴルフ会員権売却益	56		
税金等調整前当期純利益			1,710
法人税、住民税及び事業税	663		
法人税等調整額	△250		412
当期純利益			1,298
非支配株主に帰属する当期純損失			9
親会社株主に帰属する当期純利益			1,307

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,884	2,528	24,722	△29	34,106
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△686		△686
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,307		1,307
自己株式の取得				△2,309	△2,309
自己株式の処分		4		5	9
連結子会社株式の取得による持分の増減		29			29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	33	621	△2,304	△1,649
当 期 末 残 高	6,884	2,562	25,343	△2,334	32,456

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,178	2,846	289	5,314	349	39,770
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△686
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,307
自己株式の取得						△2,309
自己株式の処分						9
連結子会社株式の取得による持分の増減						29
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,078	△196	△105	△1,380	△136	△1,517
当 期 変 動 額 合 計	△1,078	△196	△105	△1,380	△136	△3,167
当 期 末 残 高	1,099	2,649	183	3,933	212	36,603

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

日特コーセイ株式会社（日本）

日特コイデ株式会社（日本）

株式会社アステクノス（日本）

IMD株式会社（日本）

NITTOKU KOREA CO., LTD.

NITTOKU PHILIPPINES, INC.

日特機械工程（蘇州）有限公司（中国）

美瑪特電子科技（常州）有限公司（中国）

日特機械工程（深圳）有限公司（中国）

台湾日特先進股份有限公司

日特香港有限公司

NITTOKU ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.

NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.

NITTOKU (THAILAND) CO., LTD.

NITTOKU EUROPE GmbH. (オーストリア)

API Hard- & Software GmbH (ドイツ)

NITTOKU AMERICA INC.

ASTECNOS AMERICA CORPORATION

なお、当連結会計年度に株式会社アステクノス、API Hard- & Software GmbH、ASTECNOS AMERICA CORPORATIONを株式の取得により子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日（3月末日）と異なる会社は次のとおりであります。

日特機械工程（蘇州）有限公司（中国）
 美瑪特電子科技（常州）有限公司（中国）
 日特機械工程（深圳）有限公司（中国）

決算日 12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において仮決算を実施した上で連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

其他有価証券

市場価格のない

時価法

株式等以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（イ）仕掛品

個別法による原価法

（ロ）原材料

移動平均法による原価法

（ハ）貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法。但し、一部の連結子会社は定額法。

賃貸用の有形固定資産（建物（建物附属設備を含む）、構築物）、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は建物及び構築物は10年から50年、機械装置及び運搬具は2年から17年であります。

無形固定資産

定額法。但し、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品については検収時点で収益を認識しております。

ただし、機械販売以外の取引においては、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本またはその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本またはその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(4) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益の分解した情報

当社グループは、ワインディングシステム&メカトロニクス事業及び非接触ICタグ・カード事業を営んでおり、各事業の売上高は、ワインディングシステム&メカトロニクス事業が31,474百万円、非接触ICタグ・カード事業が1,793百万円であります。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	ワインディングシステム &メカトロニクス事業	非接触ICタグ・カード事業	
日本	14,431	1,793	16,224
中国	4,963	－	4,963
アジア	3,311	－	3,311
北中南米	3,056	－	3,056
ヨーロッパ	5,711	－	5,711
顧客との契約から生じる収益	31,474	1,793	33,268
外部顧客への売上高	31,474	1,793	33,268

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	9,425	9,757
契約負債	5,450	7,855

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,542百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	1,216百万円
土地	798百万円
計	2,014百万円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	422百万円
長期借入金	705百万円
計	1,127百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,936百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	18,098,923	—	—	18,098,923
自己株式 普通株式	32,575	1,200,066	5,900	1,226,741

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 66株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の増加 1,200,000株は、市場買付による増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少 5,900株は、譲渡制限付株式報酬の割当による減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	307百万円	17円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	379百万円	21円00銭	2024年9月30日	2024年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	354百万円	21円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから為替の変動リスクに晒される外貨建ての営業債権が生じておりますが、当社グループ主要製品の大半は個別受注生産で円建て決済を原則としているため当該リスクは軽微であります。

これら営業債権に係るリスクに関しては、当社グループの債権管理規程及び与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、為替変動リスクに対しては、為替ポジション管理を行い必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。なお、当連結会計年度は該当ありません。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備資金や事業運営に必要な資金調達を目的としたものであり、その一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金等は次表には含めておりません。(注2)

また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,698	2,698	－
資 産 計	2,698	2,698	－
②1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	8,034	7,937	△96
負 債 計	8,034	7,937	△96

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①有価証券及び投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。公社債は取引金融機関から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託及び公社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとして、いずれもレベル2の時価に分類しております。

(注) 2 市場価格のない株式等及び投資事業組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等	284百万円
投資事業組合出資金等	16百万円
合計	301百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,156円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円97銭

本連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,215	流動負債	11,438
現金及び預金	5,919	支払手形	324
受取手形	172	買掛金	1,827
売掛金	5,358	電子記録債務	690
電子記録債権	1,482	未払金	416
仕掛品	10,388	前受金	5,940
原材料及び貯蔵品	1,166	賞与引当金	490
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	12	1年内返済予定の長期借入金	1,399
その他の他	721	その他の	350
貸倒引当金	△5	固定負債	5,469
固定資産	18,699	長期借入金	5,085
(有形固定資産)	(7,153)	長期未払金	8
建物	3,473	繰延税金負債	311
構築物	87	その他の	64
機械装置	587		
車両運搬具	5		
工具・器具・備品	153	負債合計	16,908
土地	2,616	(純資産の部)	
建設仮勘定	230	株主資本	25,875
(無形固定資産)	(138)	(資本金)	(6,884)
ソフトウェア	136	(資本剰余金)	(2,547)
その他の他	1	資本準備金	2,542
(投資その他の資産)	(11,407)	その他資本剰余金	4
投資有価証券	2,679	(利益剰余金)	(18,777)
関係会社株式	1,696	利益準備金	202
関係会社出資金	2,855	その他利益剰余金	18,574
関係会社長期貸付金	1,449	別途積立金	2,200
保険積立金	2,167	繰越利益剰余金	16,374
その他の他	560	(自己株式)	(△2,334)
		評価・換算差額等	1,131
		(その他有価証券評価差額金)	(1,131)
		純資産合計	27,006
資産合計	43,915	負債及び純資産合計	43,915

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			19,646
売上原価			14,403
売上総利益			5,242
販売費及び一般管理費			3,912
営業利益			1,330
営業外収益			1,192
受取利息及び配当金	1,057		
その他の	134		
営業外費用			81
支払利息	16		
減価償却費	11		
社葬関連費用	40		
その他の	12		
経常利益			2,442
特別利益			485
投資有価証券売却益	428		
ゴルフ会員権売却益	56		
特別損失			88
関係会社株式評価損	88		
税引前当期純利益			2,839
法人税、住民税及び事業税	422		
法人税等調整額	54		476
当期純利益			2,362

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当 期 首 残 高	6,884	2,542	－	2,542		
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
自己株式の処分			4	4		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4	4		
当 期 末 残 高	6,884	2,542	4	2,547		
	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	202	2,200	14,698	17,101	△29	26,499
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△686	△686		△686
当 期 純 利 益			2,362	2,362		2,362
自己株式の処分					5	9
自己株式の取得					△2,309	△2,309
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,675	1,675	△2,304	△624
当 期 末 残 高	202	2,200	16,374	18,777	△2,334	25,875
	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計		
	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計			
当 期 首 残 高	2,205		2,205		28,705	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△686	
当 期 純 利 益					2,362	
自己株式の処分					9	
自己株式の取得					△2,309	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,074		△1,074		△1,074	
当 期 変 動 額 合 計	△1,074		△1,074		△1,698	
当 期 末 残 高	1,131		1,131		27,006	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない

時価法

株式等以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法

原材料

移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法。但し、賃貸用（建物及び構築物）、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法。なお、主な耐用年数は建物15年から50年、構築物10年から30年、機械装置9年から17年であります。

② 無形固定資産

定額法。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金資産として「投資その他の資産」に含めて計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品については検収時点で収益を認識しております。

ただし、機械販売以外の取引においては、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本またはその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本またはその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

4. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「補助金収入」（当事業年度15百万円）については、営業外収益に対する金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「保険事務手数料」（当事業年度14百万円）については、営業外収益に対する金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「為替差損」（当事業年度5百万円）については、営業外費用に対する金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,205百万円

(2) 保証債務

下記関係会社の取引先からの債務に係る、金融機関からの前受金返還保証残高に対し、債務保証を行っております。

NITTOKU EUROPE GmbH. 473百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権 422百万円

(4) 関係会社に対する金銭債務 701百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額 4,357百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 1,005百万円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 661百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自 己 株 式				
普 通 株 式	32,575	1,200,066	5,900	1,226,741

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 66株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,200,000株は、市場買付による増加であります。
 普通株式の自己株式の株式数の減少 5,900株は、譲渡制限付株式報酬の割当による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	180百万円
賞与引当金	149百万円
その他	188百万円
繰延税金資産小計	517百万円
評価性引当額	△184百万円
繰延税金資産合計	332百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△132百万円
その他有価証券評価差額金	△499百万円
その他	△12百万円
繰延税金負債合計	△644百万円
差引：繰延税金負債の純額	△311百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NITTOKU EUROPE GmbH.	所有 直接100%	当社製品の販売	債務保証 (注1)	473	—	—
			資金貸借	資金の貸付 (注2)	503	関係会社 長期貸付金	503
				利息の受取 (注2)	15	その他 流動資産	—
			増資の引受	増資の引受 (注3)	1,286	—	—
子会社	株式会社アステクノス	所有 直接100%	資金貸借	資金の貸付 (注2)	925	関係会社 長期貸付金	925
				利息の受取 (注2)	2	その他 流動資産	—
子会社	日特機械工程(深圳) 有限公司	所有 直接100%	配当の受取	受取配当金 (注4)	740	—	—
子会社	日特香港有限公司	所有 直接100%	配当の受取	受取配当金 (注4)	187	—	—

(注) 1 関係会社の取引先からの債務に係る、金融機関からの前受金返還保証残高に対し、債務保証を行っております。

2 貸付金の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

3 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。

4 受取配当金は関係会社の利益剰余金をベースに、両社協議の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,600円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 133円59銭

本計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中かなで監査法人東京都中央区指 定 社 員 公認会計士 松 浦 竜 人
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 青 山 貴 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NITTOKU株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NITTOKU株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 松 浦 竜 人
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 青 山 貴 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NITTOKU株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

N I T T O K U株式会社 監査役会

常勤監査役	秋 山 由 光	㊟
社外監査役	安 原 宣 彦	㊟
社外監査役	伊勢谷 早 紀	㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
 ロイヤルパインズホテル浦和
 4階『ロイヤルクラウンルーム』
 電話 048 (827) 1111



(交通) JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) アトレ北口 徒歩5分
 JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) 西口 徒歩7分